

規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十三号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第二号及び様式第三号中「四」を削る。
様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第2条関係）

歯 科 技 工 所 台 帳

埼玉県

名 称						開設の場所			
						電話番号			
開設者	氏 名 <small>（法人にあつては、 名称及び代表者氏名）</small>					住 所			
管理者	氏 名				住 所				
	資 格	歯科・歯科技 医師 工士	免許取得 年 月 日	・	・	免許番号	第 号	歯科技工士であると きは免許都道府県名	
従業者	氏 名			資格	歯科・歯科技 医師 工士	開設の場所以外の場所で業務を実施する 場合は連絡先及び実施場所の所在地			
	氏 名			資格	歯科・歯科技 医師 工士	開設の場所以外の場所で業務を実施する 場合は連絡先及び実施場所の所在地			
開設届受理年月日		・		開設年月日		・			
施 術 所 の 概 要					変 更 事 項				
構 造 設 備	造 階建 平方米				年 月 日	内 容			
市 町 村 名		名 称							

	検査年月日	検査結果の概要	検査結果に対する処置	検査者氏名
検				
査				
関				
係				

備考

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の歯科技工士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。